

いちき串木野市立学校給食センター
配送等業務委託業者選定募集要項

令和元年 7 月
いちき串木野市

目 次

I. 業務委託の目的	2
II. 事業の概要	2
1. 事業の名称	
2. 施設及び事業概要	
3. 事業内容の概要	
4. 契約期間	
III. 応募の条件等	3
1. 応募資格	
2. 提案内容の確認作業の実施	
3. 応募に関する留意事項	
4. 事務局	
IV. 事業者の選定方法及び募集スケジュール	4
1. 応募意思表明書（兼参加資格審査申請書）の提出	
2. 募集要項等に関する質問の受付期間等	
3. 募集要項等に関する質問への回答	
4. 参加資格決定通知書の通知	
5. 提案書等の提出	
6. 委託料の予算額	
7. 審査結果の通知	
V. 提案書等の審査	6
1. 審査の方法	
2. 受託者の決定	
VI. 提案書に関する条件	6
1. 業務委託に関する条件	
2. リスク分担方針	
3. 遵守法令	
VII. 受託者の事業実施に関する事項	7
1. 業務の継続が困難となった場合の措置	
2. 契約の更新	

I. 業務委託の目的

いちき串木野市（以下「市」という。）は、新学校給食センターの整備に伴い、いちき串木野市立学校給食センター配送等業務（以下「業務委託」という。）を民間事業者（以下「事業者」という。）に委託することとしました。

また、業務委託の事業者決定に当たっては、豊富な業務経験を有し、確かな従事体制や研修体制等の確立ができることが重要であり、これらの目的を達成するため、事業者の豊富な経験に基づく企画の提案を受け、これを評価判定することにより受託者の選定を行うこととします。

本募集要項は、いちき串木野市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本募集要項に併せて配布する以下の資料も一体の資料として、「募集要項等」と定義します。
《資料》

- ① 募集要項様式（様式1～7号）
- ② いちき串木野市立学校給食センター配送等業務委託仕様書
- ③ 提案書作成要領

II. 事業の概要

1. 事業の名称 いちき串木野市立学校給食センター配送等業務委託

2. 施設及び事業概要

①	施設名称	いちき串木野市立学校給食センター
②	施設所在地	いちき串木野市西薩町 17-42
③	敷地面積	6,262.68 m ²
④	施設構造	鉄骨造平屋建
⑤	施設延床面積	2,046.11 m ² （給食センター、車庫、電気室） 給食センター：1,807.11 m ² 、車庫：162.00 m ² 、電気室 77.00 m ²
⑥	建築年月日（予定）	令和2年3月上旬完成予定
⑦	運用方式	ドライシステム
⑧	調理ライン	1 献立ライン・アレルギー対応調理ライン
⑨	調理食数	約 2,500 食/日（最大調理能力 2,500 食/日）
⑩	受配校	小学校：9校、中学校：5校、幼稚園：2園
⑪	配送等日数	200日以内
⑫	調理食内容	主食、副食4品以内 （バイキング給食等により変更あり）
⑬	食器の種類	PEN食器：ご飯用、パン用、汁用、副食用全4種類
⑭	箸とスプーン	給食センター管理
⑮	給食用トレイ	各学校管理
⑯	食器・食缶コンテナ	30台
⑰	その他	(ア)アレルギー除去食及び代替食の配送を行うこと (イ)バイキング給食等の配送及び参加に協力すること (ウ)学校給食センター所長及び職員等の指示に従うこと

3. 業務内容の概要（詳細は仕様書のとおり）

- ① 配送・回収業務
- ② 残渣・残食等搬出業務
- ③ 施設・設備・敷地等の清掃業務及び維持点検業務（ただし、高所清掃、空調・ガス・排水設備等は除く。）

- ④ その他付帯する業務

4. 契約期間

業務委託の契約期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までです。この契約期間以後の契約更新については、「Ⅶ 受託者の事業実施に関する事項 2. 契約の更新」のとおりです。

Ⅲ. 応募の条件等

1. 応募資格

- (1) 事業者の備えるべき条件

事業者は、次に掲げる応募資格要件を満たすこととします。

- ① 事業者の資格要件

(ア) 法人格を有し、業務委託を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な資金能力を有していること。

(イ) 市の令和元年度競争入札参加資格を有していること。なお、参加資格を有していない事業者

は、市財政課に申請すること。

(ウ) 給食センターでの緊急時に速やかに対応できるように、本市内に本社、支社、営業所及び事業所（以下「本社等」という。）があり、緊急対応及び調整が行える人員を配置すること。

- ② 事業者の応募制限

次に該当する事業者は、応募することができないこととします。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者

(イ) 国、公社、公団及びいちき串木野市を含む地方公共団体において、指名停止措置を受けている事業者

(ウ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続の開始申立てをしている事業者又は

民
事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始申立てをしている事業者

(エ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している事業者

- (2) 応募資格の確認

事務局は、事業者の備えるべき要件を満たしていることを応募意思表示書等により審査します。審査の基準日は応募意思表示書の提出日とし、不備の場合は失格とします。

また、応募資格審査後から契約締結の日までに、事業者の備えるべき応募資格を欠くような事態が生じた場合も失格とします。

2. 提案内容の確認作業の実施

事務局は、上記応募資格を有する事業者（以下「応募事業者」という。）から提案書等の提出を受けた後、次に掲げる項目を満たしていることを確認したうえで選定委員会に報告します。

- ① 提案書全体の作成について、「提案書作成要領」の内容に沿った構成となっているか。
- ② 提案書全体について、同一事項に対する提案事項間の矛盾等がないか。

3. 応募に関する留意事項

- (1) 募集要項等の承諾

事業者は、応募意思表示書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

- (2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

- (3) 著作権

事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属します。ただし、

市が必要と認めるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。

(4) 書類の取扱い

提出された書類は、いかなる理由があっても変更できないものとし、また、返却いたしません。

(5) 資料の取扱い

募集要項等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲

内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止します。

(6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とします。

- ① 応募意思表明書提出時から契約締結日までに、事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ② 同一の事業者が、複数の提案書の提出を行った場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 提案内容に関する確認作業

提出された提案書等の内容で、確認を要すると判断した場合は、応募意思表明書に記載の担当者

へ確認作業を行うことがあります。

(8) その他

- ① 市が提示する質問への回答書及びその他の資料は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ② 募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、事業者へ通知します。

4. 事務局

串木野学校給食センター（〒896-0055 鹿児島県いちき串木野市照島4787番地2）

電話(0996) 33-0239 F A X (0996) 33-0560

メールアドレス：kyushoku@city.ichikikushikino.lg.jp

IV. 事業者の選定方法及び募集スケジュール

応募事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行います。

1. 応募意思表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

- (1) 提出期間：令和元年7月29日(月)から8月9日(金)まで
ただし、閉庁日を除く日の9時から12時まで及び13時から16時まで
- (2) 提出書類及び提出部数
 - ① 応募意思表明書（兼参加資格審査申請書）（様式1号）…1部
 - ② 会社概要書（様式2号）…1部
 - ③ 以下に示す書類の添付…各1部
 - (ア) 法人登記簿謄本の写し
 - (イ) 会社の概要が分かるパンフレット及び定款
 - (ウ) 直近の決算に係る詳細な各帳票類（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、利益金処分等）
 - (エ) 国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことを証明できる書類
- (3) 提出先：串木野学校給食センター（鹿児島県いちき串木野市照島4787番地2）

- (4) 提出方法：持参又は郵送等とします。
(持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。)

2. 募集要項等に関する質問の受付期間等

- (1) 質問方法：質問書（様式3号）に内容を簡潔に記載し、メールで提出してください。
(2) 受付期間：令和元年8月9日（金）16時まで
(3) メールアドレス：kyushoku@city.ichikikushikino.lg.jp
※ 送信件名は、「配送等業務委託質問書（事業者名）」とします。

3. 募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に関する質問への回答は、令和元年8月21日（金）までに、全ての応募事業者にメールで回答します。なお、電話又は口頭による個別対応は致しません。

4. 参加資格決定通知書の通知

応募意思表示書の提出を受けた事業者について、参加資格審査を実施し、その結果を、令和元年8月30日（金）までに様式4号により通知しますので、応募事業者は、「5. 提案書等の提出」の手順に従い、提案書等を提出してください。

5. 提案書等の提出

応募事業者は、給食センターに関する提案を様式6号により作成し、必要な添付資料を添えて提出してください。

- (1) 提出期限：令和元年9月13日（金）まで
ただし、閉庁日を除く9時から12時まで及び13時から16時まで
- (2) 提案書等の規格
原則、日本工業規格A4判、縦型、横書き、左綴じで作成すること。
- (3) 提案書の作成及び提出部数
提案書は、仕様書に基づき「提案書作成要領」に従い、(1)～(4)について、事業者の考え方を具体的かつ詳細に記入し、正1部、副11部を提出すること。正は会社名が記載されたもの、副は会社名が記載されていないこと。
- (4) 提出先：串木野学校給食センター（鹿児島県いちき串木野市照島4787番地2）
電話(0996)33-0239 F A X (0996)33-0560
- (5) 提出方法：持参又は郵送等とします。
(持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。)

6. 委託料の予算額

業務委託に係る年度別の予算額は、次のとおりとします。（消費税相当額10%を含む。）

年度区分	予算額（円）	備考
令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)	17,604,000	
令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)	17,604,000	
令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)	17,604,000	
3か年合計	52,812,000	

7. 審査結果の通知

提案書の審査結果は、令和元年11月8日(金)までに文書により通知します。

V. 提案書等の審査

1. 審査の方法

選定委員会は、「いちき串木野市立学校給食センター調理・配送等業務委託事業者選定審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、提案書等に記載された内容を審査し、評価項目ごとに相対評価による点数を付け、最も優秀な提案を行った優良応募事業者を優先交渉権者として決定します。

2. 受託者の決定

市は、優先交渉権者に対して業務委託の契約締結に係る交渉を行い、両者の合意が得られた時点で受託者と決定します。

市と優先交渉権者の交渉が不調となった場合、市は次順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した優良応募事業者を受託者として決定します。次順位者の交渉権の有効期間は、令和元年11月22日(金)までとします。

また、契約締結に当たっては、給食数等の条件が変更になる場合があることから、契約書は受託者と別途協議します。

VI. 提案書に関する条件

1. 業務委託に関する条件

(1) 業務委託内容

仕様書のとおりとします。

(2) 守秘義務

本業務委託を実施する受託者は、業務に関して市から開示された資料及び情報並びに本業務委託の遂行を通して知得した情報等を、市の書面による同意がある場合のほか、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- ① 市から知得する以前に所有していたもの、又は、既に公知のもの
- ② 市から知得した後に、受託者の責めに帰し得ない事由により公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず知得したもの

(3) 履行の確認等

受託者は「仕様書」の定めに従い、毎日の業務完了を「業務委託完了届」により市に提出することとし、市は、「業務委託完了届」を受領したときは、適切に履行されていることを確認し、委託料を支払います。

(4) 委託料の支払

受託者は、(3)により市が適切に履行されていると確認した後、当該月分の委託料を市に請求し、市は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払います。

なお、市が受託者に支払う各月の委託料の額は、年間委託契約金額をその年の契約月数で除した額(100円未満は3月分で調整する。)とします。

2. リスク分担方針

契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の

所
在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

◆リスク分担方針

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
(1)事業の中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	受託者の事業放棄、破たん		○
(2)不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
(3)許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
(4)計画変更リスク	事業内容の変更等	○	
(5)運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
(6)施設損傷リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
(7)備品等貸与品損傷リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
(8)性能リスク	契約仕様に不適合		○
(9)需要変動リスク	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
(10)配送事故等リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

※需要変動リスク（給食日数の日々の変動に伴う勤務調整等）は、受託者の負担とします。
ただし、実際の年間配送数を実施条件を超えるときは、市の負担とします。

3. 遵守法令

【法令等】

- ・学校給食法 ・食品衛生法 ・労働基準法等の労働関係法令
- ・学校給食衛生管理基準（文部科学省） ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・その他の関連法規等

【市の条例等】

- ・いちき串木野市立学校給食センター条例及び同施行規則
- ・今後整備する予定の業務上の要領及びマニュアル等

Ⅶ. 受託者の事業実施に関する事項

1. 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

① 受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受託者に対して改善勧告を行い、速やかに改善書の提出及びその実施を求めることができることとします。受託者が市の指定する期間内に必要な業務の改善を行うことができなかつたときは、市は契約解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

(2) 市の債務不履行の場合

① 市の責めに帰すべき事由により業務委託の継続が困難となったときは、受託者は契約解除することができることとします。
② 前述の場合において契約解除した場合、受託者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力、又は当事者のいずれの責めに帰すことのできない事由により業務委託の継続が困難となった場合は、業務委託継続の可否について、市及び受託者双方による協議を行うこととし、一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する通知を行うことにより、市又は受託

者は、契約解除できるものとします。

2. 契約の更新

受託者は、業務委託に関して市の合意が得られれば、契約期間を更新できることとし、その際は、更新の期間、委託料等の内容について、協議を行うこととします。

様式1号

年 月 日

応募意思表明書（兼参加資格審査申請書）

いちき串木野市長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

㊞

いちき串木野市立学校給食センター配送等業務委託業者選定募集要項に基づき、関係書類を添えて応募します。

なお、本意思表示に添えて提出した書類及び今後提出する提案書等の内容に虚偽がないことを誓約いたします。

【担当者連絡先】

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

会社概要書

年 月 日現在

名称及び商号		
所在地	本社等	
	本業務を受託する支社等	
創設年・開設年		
資本金		
売上	事業全体： 千円	
常勤従業員数	事務系：	名
	現場作業系：	名
	その他：	名
	合計：	名
業務内容		
その他特記事項		

質 問 書

いちき串木野市長 様

事業者名

いちき串木野市立学校給食センター配送等業務委託業者選定募集要項等の以下の内容について質問いたします。

質問項目	質 問 内 容

参加資格審査結果通知

事業者名
代表者名

様

いちき串木野市長

いちき串木野市立学校給食センター配送等業務委託業者選定募集要項に基づき提出された応募意思表明書（兼参加資格審査申請書）について、審査の結果、以下のとおり決定しましたので通知します。

1. 参加資格のすべての要件を満たしているので、参加事業者と認めます。
 今後は、募集要項に基づき、定められた期日までに必要な書類を提出してください。
2. 参加資格の以下の要件を満たしていないため、参加事業者と認められません。

参加資格を満たしていない要件

提 案 書

※各項目について、「提案書作成要領」を参照のうえ、記入してください。

記入に際しては、分かりやすく図表、写真、イラストなどを用いても構いません。

- (1) 学校給食に対する基本理念について
- (2) 運営体制等について
- (3) 配送業務における安全衛生管理等について
- (4) 委託料について

提 案 書

- (1) 学校給食に対する基本理念について

提 案 書

(2) 運営体制等について

提 案 書

(3) 配送業務における安全衛生管理等について

提 案 書

(4) 委託料について

※ 見積額は、委託期間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）の各年度の見積額とその合計金額を示してください。

※ 各年度の見積額は、人件費、消耗品費、事務費、管理費及びその他の詳細な内訳を具体的に示してください。

(単位：円)

年度区分	費目	金額	内訳等
令和2年度 (令和2年4月 ～ 令和3年3月)	人件費		(記入例) 配送業務責任者：1人×●円×●月＝●●●●円 配送業務副責任者：1人×●円×●月＝●●●●円…
	消耗品費		
	事務費		
	管理費		
	その他		※その他の費目は、具体的にあれば記入してください。
	消費税相当額		
	年度合計		(消費税相当額を含む額)
令和3年度 (令和3年4月 ～ 令和4年3月)	人件費		
	消耗品費		
	事務費		
	管理費		
	その他		
	年度合計		(消費税相当額を含む額)
令和4年度 (令和4年4月 ～ 令和5年3月)	人件費		
	消耗品費		
	事務費		
	管理費		
	その他		
	年度合計		(消費税相当額を含む額)
委託期間合計見積額			(消費税相当額を含む)

提案書作成要領

(1) 学校給食に対する基本理念について

- ① 学校給食に携わることに対する考え方や基本理念を具体的に示してください。
- ② 市との連絡体制を構築する上で必要な提案があれば示してください。

(2) 運営体制等について

- ① 運用開始までの業務従事者の研修計画の考え方等について、具体的に示してください。
- ② 正規職員及びパート職員の配置計画、シフト計画等を具体的に示してください。
- ③ 地元雇用について、その人数及び採用計画があれば、具体的に示してください。
また、現在、本市の学校給食センターで雇用している正規職員及び非正規職員の採用に対する考えがあれば、具体的に示してください。
- ④ 地域貢献や地域参画に関する意見や考えがあれば、具体的に示してください。

(3) 配送業務における安全衛生管理等について

- ① 配送業務を行う上で、学校給食衛生管理基準に照らし合わせた衛生管理体制及び考えがあれば、具体的に示してください。
- ② 配送業務中に発生した事故等への対応について、具体的に示してください。(交通事故やコンテナの転倒等により、給食が遅延、又は提供できなくなった場合の対応についても示してください。)
- ③ 市は、予備車両を準備していませんが、配送中の事故発生時のバックアップ体制について、具体的に示してください。
- ④ 調理等業務委託受託事業者との連携・連絡体制を構築する上で提案があれば示してください。
- ⑤ 緊急時の危機対応マニュアルが整備されていれば、具体的に示してください。
また、緊急事態が発生し、現場のみの判断で対応できないときの連絡体制等を、具体的に示してください。

(4) 委託料について

- ① 市が示す本業務委託の予算額を踏まえ、事業者の上記提案内容を実現するための委託期間(令和2年4月1日～令和5年3月31日)の見積額(人件費、消耗品費、事務費、管理費及びその他の詳細な内訳)を、各年度別及びその合計額を具体的に示してください。